

14 環評第 33 号の 2
平成 14 年 10 月 1 日

愛知県知事 神田 真秋 様

名古屋市長 松原 武久

春日井都市計画事業春日井熊野桜佐土地区画整理事業に関する環
境影響評価方法書について（回答）

平成 14 年 9 月 2 日付 14 環政第 134－3 号で照会のありましたみだしのことに
つきまして、別紙のとおり回答します。

（名古屋市環境局環境都市推進部環境影響評価室 TEL972－2697）

別 紙

環境の保全の見地からの意見

春日井都市計画事業春日井熊野桜佐土地区画整理事業に係る環境影響評価の実施に当たっては、当該事業に係る環境影響評価方法書に記載されている内容を適正に実施するとともに、下記の事項について対応が必要である。

記

1 事業計画等に関すること

(1) 公害の防止

事業計画や工事計画等の具体化にあたっては、低公害型建設機械の使用、建設機械及び工事用車両の適切な運行計画の立案に努めること。

(2) 景観

上島公園を主要眺望点として選定しており、当公園からは緑豊かな密蔵院の社叢等が望めることから、これらの景観に配慮した事業計画にすること。

2 環境影響評価に関すること

対象事業の工事計画の概要において、資材等の運搬の工事用車両は名古屋市内を運行しないとしているが、今後事業計画や工事計画等の熟度を高める段階で名古屋市内が工事用車両の運行ルートになると想定されるときは、影響を的確に把握できる地点において大気質、騒音及び振動に係る環境影響評価を行うこと。

3 その他

県道篠木尾張旭線の名古屋市側については、工事用車両は運行しない予定であるとしているが、春日井市側で工事用車両が運行することにより、名古屋市側で交通渋滞が発生することが考えられるので、短時間に工事関係車両が集中しないように、適切な運行計画の立案に努めること。また、工事関係者の通勤用車両についても同様に留意すること。